

村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡著

『概説 新信託法』

能見善久

1 本書は、信託法の立案に関与した法務省の民事局付きあるいは民事局調査員であった者による概説書である。全部で10章からなり、総則関係、信託財産関係、受託者の権限・義務・責任等関係というように、ほぼ条文の順序に沿って、各章に大テーマが割り当てられている。そして、各章はさらに細かいテーマに分けられている。たとえば、第1章「総則関係」では、「信託の定義」、「信託の方法」、「受託者の資格」、「受託者の利益享受の禁止」、脱法信託および訴訟信託の禁止について、「詐害信託」、「信託財産に属することの対抗（信託の公示）」、「信託の会計」というように項目が立てられている。これを見て分かるように、本書は逐条解説の形をとるものではないが、その内容はほぼ条文の順序に書かれている（もっとも、セキュリティ・トラストについては、第9章「特殊な類型の信託関係」の中で1つの独立のテーマとして詳しく取り上げられており、執筆のスタンスが多少異なっている印象を受ける。）。概説書や教科書では、章立てや各章の構成は条文の順序にとられる必要はないのであるから、著者の考える体系性や理論的な重要性に沿って自由な記述が可能であり、そのような本も多いが、本書は条文の順序をあまり壊さないで書かれている。信託法の条文の配列が理論的にも最もよいという考え方によるものなのか、あるいは、立場上理論的な体系性などには関与すべきではないという考え方によるものか、学者が本を書く場合には最も苦勞する部分なので興味深い。

個々の項目の記述の仕方は、本文で要点が過不足なく書かれており、脚注で必要に応じて「旧法との関係」「信託業法による規制」のほか、重要論点についての記述がなされている（たとえば受託者の権限の範囲

のところでは「権限違反と注意義務違反」といった論点について脚注で踏み込んだ記述がなされている。重要なことが書かれているので、単なる脚注としてではなく、本文と必ず併せて読むべきであろう。

2 本書の特徴として、理論的に重要な点やアピールが必要な問題については、相当に詳しくかつ理論的に踏み込んだ記述がされていることが上げられる。そのような箇所は幾つもあるが、ここでは次の2点を上げておこう。

1つは、世間でも批判が多い新設規定で十分に説明をする必要があると考えられる自己信託についての記述である。自己信託については、委託者の債権者からの財産隠しに使われるとか、必要性が明確でないなどと言った批判がある。そこで、これらの批判を意識して十分な説明をする必要がある。特に、立案に関与した者が執筆する概説書となると、制度に批判的なことは書けず(個人的な立場で書くならば批判があってもよいが、本書はそのような立場で書かれたものではない)、弱みを見せることもできないので、慎重かつ説得的に自己信託を説明する必要がある。その点、本書は、自己信託の必要性、債権者への配慮、財産隠しに使われないようにするための諸規律など、詳しく説明している。また、自己信託制度は信託をよく知らないと分かりにくいので、その点に配慮しての分かりやすい説明が必要であるが、本書はこの点も十分に配慮されていると思う。自己信託の使用例としては、障害を持つ子のために親自身が受託者となり信託を設定する場合、会社の特定事業部門を資金調達目的のために自己信託する場合、資産流動化のために自己信託を使う場合について説明している。その上で、自己信託において分かりにくい問題についても脚注で説明している。たとえば、自己信託では委託者と受託者が同一であるために、信託財産の移転ということがないが、固有財産から信託財産へと財産の性質変更があるので、権利移転のための公示は不要であるが(しようにもできない)、信託財産の公示ができる財産については信託公示をすることになると言った記述である。この考え方を不動産、動産、債権について説明している。理論的にも重要な部分

文献紹介

である。もっとも、自己信託は委託者と受託者だけでなく受益者も同一人となることが多いと思われるが（従って、1年以内にこの状態を解消しないと、信託終了原因となる）、このことの問題性については自己信託を支持する者の間でも懸念が示されていたが、この問題には触れられていない。

もう1つ詳細な説明がされている例を挙げると、受託者の義務の部分である。信託の中心であり、理論的にも重要な部分なので、詳しい説明が行われるのは当然である。本書における忠実義務についての記述を見ると、忠実義務の一般規定（30条）についての説明は簡単だが、利益相反行為の制限（31条）、競合行為の制限（32条）については相当詳しい説明がなされている。また、忠実義務違反の場合の受託者の損失補填責任を追及するとき、利益を損失と推定する規定についても、脚注を含め、詳細な説明がされている。この規定はいわゆる「利益吐き出し責任」との関係で注目されるものであるが、受託者が更地として管理すべき土地を駐車場として他人に利用させて駐車料金などを取得した場合は、「利益吐き出し」ということを主張しなくても、これら金銭を信託法16条によって信託財産になったと見ることによって解決できることなどが説明されている。法制審議会などでも議論された点ではあるが、信託法の条文だけを眺めていてもわからない問題であり、こうしたことが脚注で説明されているので有益である。

3 本書は、重要な論点について掘り下げた記述がなされているので、信託法について理論的関心がある者にとっても、実務的関心がある者にとっても、ヒントとなる記述を見つけることが多いであろう。しかも、文章の記述の仕方が使い分けられており、①法案起草時代に立案担当者として考えていた条文の理解（断定的表現がされている）、②条文の理解としては明確には議論されることがなかったために解釈問題として残されている点（「・・・と解される」「・・・と考えられる」などという表現が用いられている）、③解釈問題ではあるが著者としてなされるべき解釈と考えている場合（「・・・と解釈すべきものである」などという表

現がとられている)などが区別されているように思われる。一般的に言えば、本文では①のような記述が多く、脚注では②のような記述が増える(たとえば、忠実義務違反行為による損失補填義務の場合に、「利益」を「損失」と推定する信託法40条3項の適用に当たって「利益の不当性」が要件になるか否かの問題については、「『不当な利益』であることなどは要しないものと解される」というような説明がなされる箇所など)。このような記述の仕方の違いが意識的になされているとすると、配慮の行き届いた書き方といえよう。

ただ、それぞれの論点について、記述の振り分けの仕方が本当に適切であったかどうかは別の問題である。断定的表現がとられている議論についても、実は、議論を経ての結論ではなく著者の主観的な理解であったり、議論で対立があったり、条文の解釈として主張されている場合にもそれが適当な解釈かどうかについては異論がありえたりすることがある。本書を読むそれぞれの読者はこうした点に注意しながら読む必要がある。

このようなことをわざわざ述べるのは、本書が立案担当者による本であることを標榜しているからである。これが学者が個人の見解として書いたものであれば、上記の①②③などは著者の自己の見解についての自信の程度を示すものでしかない。しかし、立案担当者の執筆する本の中で、「事実はこうである」として書かれると、たとえ裁判では裁判官が「法律」の解釈として、立案担当者の見解に縛られることなく自由に判断できるとしても、強い影響を与えるであろう。これらの書物は、世間には一定の「権威」を持って通用するから、我々がこれらの書物を読む際の基本的な姿勢を正しておく必要があるのである。誤解されることはないと思うが、このような本が書かれるべきでないなどということを言っているのではない。それどころか信託法についての情報源として一級の価値があることは確かであり、まさに必要な本である。本当の問題は、読み手にあるのである。日本では民法などについても、「起草者の見解」を著しく重視する傾向がある。しかし、民主主義を重視するイギリスの最高裁の判例は長らく、法律の解釈に際して起草資料を用いるこ

文 献 紹 介

とを禁じてきた。起草資料は資料としては重要な価値があるのであるが、それを解釈の指針とするかどうかは別問題なのである。

(学 習 院 大 学 法 務 研 究 科 教 授)

〔村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡著『概説 新信託法』金融財政事情研究会，2008年，A 5 判，429頁，定価 4,830円（税込）〕

